

平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 水
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 元一
(コード 7538 大証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役
管理部門担当 川北 忠良
(TEL 06-6469-3000)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、日本水産株式会社（東証第一部：1332）（以下「日本水産」という。）による当社株式に対する公開買付けについて下記のとおり賛同意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	日本水産株式会社
(2) 事 業 内 容	1. 水産事業 2. 食品事業 3. ファインケミカル事業等
(3) 設 立 年 月 日	昭和 18 年 3 月 31 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 垣添 直也
(6) 資 本 金	23,729,563,661 円(平成 20 年 12 月 31 日現在)
(7) 大株主及び持株比率 (平成 20 年 9 月 30 日 現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 6.41% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 5.68% 株式会社みずほコーポレート銀行 4.92% 株式会社損害保険ジャパン 3.70% 持田製薬株式会社 2.88% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4 G) 2.60% モルガン ホワイトフライヤーズ エキユイティ デイリ

	ヴエイティヴ（常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行兜町証券決済業務室） 1.64% 日興シティ信託銀行株式会社（投信口） 1.55% ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン） リミテッド（ビーエヌピーパリバ証券会社） 1.51% 中央魚類株式会社 1.49%	
(8) 日本水産と当社の 関係等	資本関係	平成21年2月20日現在、当社は日本水産の発行済株式総数の約0.12%を保有しており、また、日本水産は当社の発行済株式総数の7.94%を保有しております。
	人的関係	公開買付者の取締役1名が、当社の監査役に就任しております。
	取引関係	当社は日本水産との間で水産物等の取引をしております。また、当社と日本水産は平成21年2月5日付で、資本・業務提携に関する協議を開始しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は本公開買付価格について第三者算定機関に株式評価を依頼しておりませんが、現時点で当社株式が大阪証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されていること、平成21年3月期（第74期）第3四半期報告書の注記に継続企業の前提に関する重要な疑義を記載していること、及びそれらの要因による現時点での当社株価水準を考慮するとき、日本水産が提示した本公開買付の諸条件・買付価格は、当社株主の皆様に対して合理的な条件で当社株式の売却機会を提供するものであり、また、本公開買付を成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様の利益にも資するものと判断しております。

以上から、日本水産との資本・業務提携に関する協議及び交渉の経緯を踏まえ、本公開買付けの実施について慎重に検討した結果、平成21年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

【上場廃止となる見込み及びその事由】

当社株式は、現在大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定の株式等の数に上限及び下限を設定していないため、本公開買付けが成立し、かつ、本公開買付けにおける応募株式等が多数であった場合、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社の株式が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

しかしながら、日本水産は本公開買付け後も当社株式を大阪証券取引所に引き続き上場維持させることを希望しており、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではありません。

従いまして、本公開買付けの結果が理由で大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合には、日本水産と協議のうえ、上場維持させるための施策を検討いたしますが、現時点で決定している事項はありません。

ん。

また、(i)本公開買付けが成立したものの上場廃止基準に抵触しなかった場合、又は、(ii)本公開買付けが成立した結果上場廃止基準に抵触したものの、上場維持のための施策により上場廃止に至らなかった場合でも、下記【公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程】にあるとおり、当社の株式は大阪証券取引所より「監理銘柄（審査中）」の指定を受けており、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場廃止後は、当社株式を大阪証券取引所において取引することはできなくなり、当社株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

なお、日本水産の意向として、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)（上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当社が認める場合を含む。））による「監理銘柄（審査中）」の審査結果により、大阪証券取引所から当社株式を上場廃止とする旨の決定がなされた場合でも、本公開買付けを撤回する予定はない、とのことです。

【公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程】

日本水産は、個別並びに子会社72社及び関連会社31社で構成され、水産事業、食品事業、物流事業、ファイン事業を主な内容とし、さらに各事業に関連する研究及びサービス等を展開しつつ、現在、中期経営方針「TGL計画」（Toward Global Links）をグループ全社一丸となって推進し、自らの強みを最も蓄積してきた「水産資源を顧客価値に変化する」領域でさらにメーカー機能を強化しております。

一方当社は、当社、子会社3社及び関連会社3社で構成され、その主要業務は卸売市場法に基づく水産物卸売業であり、大阪府・大阪市・京都市・神戸市の中央卸売市場を地盤としております。また当社の子会社及び関連会社は、各種水産物の販売及び加工並びに冷蔵倉庫業等を行っております。

当社は、急激な環境変化に対応するため当社グループ各社の連携を密にして、集荷販売に傾注すると共に業務の効率化、経費の削減に努め、経営基盤の強化に努めてまいりましたが、誠に残念ながら、平成20年11月13日付「業績に影響を与える事象の発生について」において、当社内で当社社員による循環取引等の不適切な取引が行われていたことが判明したこと、及びこれに関連して11億円を平成21年3月期第2四半期において特別損失として計上したことを公表しました。

当社は、平成20年11月17日付「調査委員会の設置について」において、事象発生の原因、問題点の追究並びに再発防止に向けた改善策を策定すべく、社外委員で構成される調査委員会を設置した旨を公表しました。当社は、平成20年11月28日付「平成21年3月期第2四半期報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」において、平成21年3月期第2四半期報告書を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第24条の4の7第1項に定める提出期限（平成20年11月29日）までに提出できる見込みがなく、同日付で株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の規程に基づき、当社株式が「監理銘柄（確認中）」へ指定される見込みである旨公表し、平成20年11月28日付で、「監理銘柄（確認中）」へ指定されました。

当社は、平成20年12月26日付「平成21年3月期第2四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書の結論の不表明に関するお知らせ」において、同日付で、近畿財務局に対して当社の平成21年3月期第2四半期報告書（以下「平成20年12月26日付第2四半期報告書」といいます。）を提出した旨を公表しました。平成20年12月26日付第2四半期報告書においては、①当社元部長による循環取引等の不適切な取引が過年度より行われていたことが平成20年10月に発覚し、社内調査チーム及び外部委員による調査委員会が調査した結果、当社が認識すべき損失見込額の総額13億82百万円が発見されたこと、②当該損失見込額については不正取引損失引当金繰入額として平成21年3月期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の特別損失に計上し、同額を不正取引損失引当金に計上していること、③しかしながら、上記損失見込額には過年度対応の金額が含まれており、本来過年度の財務諸表を修正することが必要となるが、当該取引は長期間にわたっており、また資本関係のない会社を利用した取引であるため、各会計期間毎の修

正すべき金額を算出するためには更なる調査が必要な状況である旨を記載いたしました。平成20年12月26日付第2四半期報告書に添付されている監査法人トーマツ作成に係る平成20年12月26日付「独立監査人の四半期レビュー報告書」においては、平成20年12月26日付第2四半期報告書に掲げられている平成21年3月期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について過年度財務諸表等を訂正するため調査を継続していることを記載しており、結論を表明しない旨が記載されました。

大阪証券取引所は、当社が平成20年12月26日付第2四半期報告書を提出したことにより、平成20年12月26日付で対象者の「監理銘柄（確認中）」への指定を解除したものの、新たに、「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)（上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号b前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当社が認める場合を含む。））」に該当することを理由として、「監理銘柄（審査中）指定期間」を「平成20年12月26日（金）から当社が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで」として、当社株式を「監理銘柄（審査中）」に指定されました。

当社は、平成21年2月17日付「不適切な取引に関する調査概要報告書について」において、調査委員会調査報告書要旨を公表するとともに、同日、近畿財務局に対して平成16年3月期（第69期）から平成20年3月期（第73期）までの過去5カ年分の有価証券報告書の訂正報告書、平成19年3月期（第72期）及び平成20年3月期（第73期）半期報告書の訂正報告書、平成21年3月期（第74期）第1及び同第2四半期報告書の訂正報告書、同第3四半期報告書を提出いたしました。これにより平成20年12月26日付第2四半期報告書に記載されていた内容は、①当社元部長による不適切な取引が過年度より行われていたことが平成20年10月に発覚し、外部調査委員会及び社内調査チームが調査した結果、当社が認識すべき損失見込額の総額16億74百万円が発見されたこと、②当該損失見込額については過年度対応の金額が含まれているため、過年度の連結財務諸表等を訂正したこと、③今後当該事件等の再発防止に向け、社内のコンプライアンス意識の向上、社員の教育及び研修、内部監査室の監査強化、相互牽制の体制構築、内部通報制度運営の見直し等を図り、内部管理体制の強化に努める旨の訂正を行いました。

なお、平成20年3月期に係る連結財務諸表及び財務諸表については監査法人トーマツにより監査を受け監査報告書を受領し、平成21年3月期（第74期）に係る各四半期連結財務諸表についても監査法人トーマツによる四半期レビューを受け報告書を受領しておりますが、平成21年3月期（第74期）第3四半期報告書に対処すべき課題として、当社が継続して純損失を計上し、当社株式は大阪証券取引所の監理銘柄（審査中）の指定を受けていることから、今後、金融機関からの短期借入金の借り換えができなくなる恐れが生じており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることが記載されております。また、同日公表した「平成21年3月期 第3四半期決算短信」の「継続企業の前提に関する注記」にも同様の記載をしております。

平成21年2月17日の大阪証券取引所の公表資料によると、当社株式は上記のとおり平成20年12月26日付で既に「監理銘柄（審査中）」に指定されていますが、対象者が平成21年3月期第2四半期の決算作業中に発覚した対象者元部長の不適切な取引に関し、平成21年2月17日、平成16年3月期から平成21年3月期第2四半期の有価証券報告書等の訂正報告書を提出した旨の開示を行った結果、大阪証券取引所としては対象者の開示内容から有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められるとの判断から、今後の推移及び審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、すでに平成20年12月26日に監理銘柄（審査中）に指定した当社株式につき、同日から監理銘柄（審査中）指定期間を追加し、投資者の注意を喚起するものとして、「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)（上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当社が認める場合を含む。））」に該当のため」、同日、当社株式は「監理銘柄（審査中）」の指定理由が追加されることとなりました。

当社にとって、日本水産は長年にわたる水産物等の取引先であり、また、日本水産は、かねてより当社株式を所有し、平成20年9月末現在、当社の筆頭株主（当社が保有する自己株式は除きます。）となっていることから、当社がその経営体質を改善し、経営基盤を安定させ、これからも中央卸売市場内卸売業者としての役割を果たしていくためには、日本水産と当社の連携強化による信用補完及び日本水産による人的支援が必要不可欠であると判断しております。

以上から、当社は日本水産に対し経営再建のための支援を要請し、当社及び日本水産は、平成21年2月5日の取締役会において、当社に対する以下の事項を内容とする経営再建支援を行うための協議を開始することを決議しております。

- ① 日本水産は、当社に対し経営全般について主導的な支援を行う。
- ② 日本水産は、当社に対し主要な経営陣の派遣を行ない、当社はこれを受入れる。
- ③ 当社は、日本水産の支援を受け、コーポレートガバナンスとコンプライアンスを徹底する具体的改善策を立案し、実行する。
- ④ 日本水産は、保有する当社株式の持ち株比率を引き上げ、資金繰りについての支援を行う。

上記合意に基づき、平成21年2月20日開催の日本水産取締役会において、当社の経営再建のための支援の一環として、本公開買付けを実施することが決定されました。

当社といたしましては、上記の経緯から、今回の公開買付けを成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様の利益に資するものであると判断いたしました。

【公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項】

該当事項はありません。

【公正性を担保するための措置】

当社は、日本水産との資本・業務提携に関する協議及び交渉の中で、本公開買付けの実施について慎重に検討いたしました。

当社は本公開買付け価格について第三者算定機関に株式評価を依頼しておりませんが、現時点で当社株式が大阪証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されていること、平成21年3月期（第74期）第3四半期報告書に継続企業の前提に関する重要な疑義を記載していること、及びそれらの要因による現時点での当社株価水準を考慮するとき、日本水産が提示した本公開買付けの諸条件・買付け価格は、当社株主の皆様に対して合理的な条件で当社株式の売却機会を提供するものであり、また、本公開買付けを成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様の利益にも資するものと判断しており、日本水産との資本・業務提携に関する協議及び交渉の経緯を踏まえ、本公開買付けの実施について慎重に検討した結果、平成21年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

【利益相反を回避するための措置】

平成21年2月20日開催の当社取締役会において、取締役会が本公開買付けに賛同の意を表明しましたが、日本水産取締役を兼務する当社監査役の真部誠司氏は、利益相反回避の観点から本公開買付けについて意見を述べておりません。

なお、真部誠司氏を除くすべての監査役は本公開買付けに賛同の意見を述べています。

【いわゆる二段階買収に関する事項】

該当事項はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長要求
該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要について
添付書類 日本水産株式会社の適時開示書類「株式会社大水普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりです。

以 上



(添付資料)

平成21年2月20日

各 位

会社名 日本水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 垣添直也
コード番号 1332
問合せ先 取締役総務部長 佐藤高輝
(TEL. 03-3244-7181)

株式会社大水普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

日本水産株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成21年2月20日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社大水（以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は本日現在、対象者の発行済株式1,218,059株（対象者が平成21年2月17日付で公表した平成21年3月期第3四半期決算短信記載の平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数15,324,819株に占める割合約7.94%）を所有しております。当社は、平成21年2月5日付「日本水産株式会社による株式会社大水への経営支援を内容とする資本・業務提携に関する協議開始のお知らせ」（以下「協議開始のお知らせ」といいます。）で公表のとおり、対象者からの要請に基づき、対象者との間で、対象者における当社の出資比率を引き上げ、対象者への資金繰り支援を含む経営再建支援を行うための資本・業務提携に関する協議を開始することを合意しております。

当社は、当該合意に基づき対象者との間で協議を続けた結果、平成21年2月20日開催の当社取締役会において、対象者の発行済普通株式の取得を目的とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、後記「(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」に記載のとおり、対象者がおかれている現状等も鑑み、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは対象者の発行済普通株式全ての取得又は上場廃止を企図するものではありません。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

(a) 当社及び対象者の概要

当社は、当社、子会社72社及び関連会社31社で構成され、水産事業、食品事業、物流事業、ファインケミカル事業を主な内容とし、さらに各事業に関連する研究及びサービス等を展開しつつ、現在、中期経営方針「TGL計画」(Toward Global Links)をグループ全社一丸となって推進し、自らの強みを最も蓄積してきた「水産資源を顧客価値に変化する」領域でさらにメーカー機能を強化するよう努めております。

対象者は、対象者、子会社3社及び関連会社3社で構成され、その主要業務は卸売市場法に基づく水産物卸売業であり、大阪府・大阪市・京都市・神戸市の中央卸売市場を地盤としております。また、対象者の子

会社及び関連会社は、各種水産物の販売及び加工並びに冷蔵倉庫業等を行っております。対象者が公表しているところによると、これまで、対象者は、急激な環境変化に対応するため対象者グループ各社の連携を密にして、集荷販売に傾注すると共に業務の効率化、経費の削減に努め、経営基盤の強化に努めてきました。

(b) 対象者における不適切な取引の判明及びその後の経過の概要

対象者は、平成20年11月13日付で、対象者内で対象者社員による循環取引等の不適切な取引（以下「不正取引」といいます。）が行われていたことが判明したこと及びこれに関連して11億円を平成21年3月期第2四半期において特別損失として計上していることを公表し、また、平成20年11月14日付で、過年度決算について訂正の可能性がある旨を公表しました。その後、対象者は、平成20年11月28日付で、平成21年3月期第2四半期報告書を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第24条の4の7第1項に定める提出期限（平成20年11月29日）までに提出できる見込みがない旨公表したことにより、対象者株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）により、同日付で、「監理銘柄（確認中）」へ指定されました。

対象者は、平成20年12月26日付で、近畿財務局に対して対象者の平成21年3月期第2四半期報告書（以下「訂正前第2四半期報告書」といいます。）を提出し、同日付で対象者株式について「監理銘柄（確認中）」への指定は解除されたものの、訂正前第2四半期報告書に添付されている監査法人トーマツ作成に係る平成20年12月26日付「独立監査人の四半期レビュー報告書」において、訂正前第2四半期報告書に掲げられている平成21年3月期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の記載があったため、新たに、対象者株式は「監理銘柄（審査中）」に指定されました。

その後、対象者は、平成21年2月17日付で、調査委員会及び社内調査チームによる調査・精査作業を継続してきたところ全容がほぼ解明されたものとして調査結果を公表し、また、近畿財務局に対して過去5ヵ年分の有価証券報告書の訂正報告書、過去2ヵ年分の半期報告書の訂正報告書、直近2四半期に係る四半期報告書の訂正報告書を提出しました。対象者が、同日付で提出した平成21年3月期（第74期）第3四半期報告書（以下「平成21年3月期第3四半期報告書」といいます。）には、①対象者元部長による不適切な取引が過年度より行われていたことが平成20年10月に発覚し、外部調査委員会及び社内調査チームが調査した結果、対象者が認識すべき損失見込額の総額16億74百万円が発見されたこと、②当該損失見込額については過年度対応の金額が含まれているため、過年度の連結財務諸表等を訂正したこと、③今後当該事件等の再発防止に向け、社内のコンプライアンス意識の向上、社員の教育及び研修、内部監査室の監査強化、相互牽制の体制構築、内部通報制度運営の見直し等を図り、内部管理体制の強化に努めることについての記載がされています。なお、上記訂正報告書のうち、平成16年3月期から平成19年3月期に係るものについては、独立監査人による監査報告書が添付されておきませんが、対象者は、平成21年2月17日付で、平成16年3月期から平成18年3月期の監査を行った中央青山監査法人及び平成19年3月期の監査を行ったみずほ監査法人が、現在解散しているため監査を受けることができず、監査報告書を添付せず提出した旨、また今後は関係各所と連携をとり、かかる期間の訂正報告書に係る会計監査人の選任に努力し、監査意見を添付して再度提出するよう進めていく旨公表しております。また、(i)上記訂正報告書のうち、平成20年3月期に係るもの及び平成21年3月期に係るもの並びに(ii)平成21年3月期第3四半期報告書については、それぞれ、対象者の独立監査人である監査法人トーマツ作成に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されており、上記(i)及び(ii)に記載される連結財務諸表等及び個別財務諸表等についての監査法人トーマツのいわゆる適正意見が付されております。

対象者については、平成21年3月期第3四半期報告書において、対象者が継続して純損失を計上し、対象者株式は大阪証券取引所の監理銘柄（審査中）の指定を受けていることから、今後、金融機関からの短期借入金の借り換えができなくなる恐れが生じており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しているとされています。また、対象者株式は、上記のとおり平成20年12月26日付で既に「監理銘柄（審査中）」に指定されていますが、平成21年2月17日付大阪証券取引所の公表資料によると、大阪証券取引所としては対象者の同日付の開示内容から有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められるとの判断から、今後の推移及び審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、対象者株式について「監理銘柄（審査中）」の指定理由を追加することとされ、引き続き大阪証券取引所による審査が継続中です。

(c) 本公開買付けの目的

当社は、対象者がおかれている上記の状況に鑑み、対象者は、当社にとって長年にわたる水産物等の大口取引先であり、また、かねてより対象者株式を所有し、平成20年9月末現在、当社は、対象者の筆頭株主となっていることから、対象者がその経営体質を改善し、経営基盤を安定させ、これからも中央卸売市場内大卸としての役割を果たしていくためには、当社と対象者の連携強化による信用補完及び当社による人的支援が必要不可欠であると判断し、対象者からの要請を受けて、平成21年2月5日の取締役会において、対象者に対し以下の事項を内容とする経営再建支援を行うための協議を開始することを決議し、対象者との間で協議を開始いたしました。

- ① 当社は、対象者に対し経営全般について主導的な支援を行う。
- ② 当社は、対象者に対し主要な経営陣の派遣を行い、対象者はこれを受入れる。
- ③ 対象者は、当社の支援を受け、コーポレートガバナンスとコンプライアンスを徹底する具体的改善策を立案し、実行する。
- ④ 当社は、保有する対象者株式の持株比率を引き上げ、資金繰りについての支援を行う。

当社は、対象者との間の上記合意を踏まえ、対象者との間で協議を重ねた結果、対象者の経営再建のための支援の一環として、平成21年2月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定するに至りました。

なお、今回の支援を実行させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様の利益に資するものであると判断しております。

(3) 本公開買付け後の経営支援

両社は、対象者の価値の毀損を防ぐためには、いち早く資本・業務提携に着手する必要があるとの共通認識をもっております。従いまして、両社共同のプロジェクトチームのもと、対象者の企業体質を抜本的に変革し、早期に社会の信頼と業績を回復させるため、当社から対象者へ派遣する役員の数などの具体的な検討を対象者と協議していきたいと考えておりますが、現時点で決定している事項はございません。今後、両社で具体的な施策について合意が成立した場合には、速やかに開示いたします。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けの買付価格である1株当たり185円（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）が平成21年2月19日付で提出した株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、対象者の不正取引が将来の業績に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、当社は、平成21年2月20日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり185円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、大阪証券取引所における平成21年2月19日までの過去1ヵ月間の対象者株式の終値単純平均値144円（小数点以下四捨五入）に対して28.47%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月19日までの過去3ヵ月間の対象者株式の終値単純平均151円（小数点以下四捨五入）に対して22.52%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年2月19日の終値122円に対して51.64%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者によると、対象者は、当社との資本・業務提携に関する協議及び交渉の中で、本公開買付けの実施について慎重に検討した結果、本公開買付価格について第三者算定機関に株式評価を依頼しておりませんが、対象者株式が大阪証券取引所より「監理銘柄（審査中）」に指定されていること、監査法人トーマツによる平成21年3月期四半期報告書のレビュー報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義の記載

があること及びそれらの要因による現時点での対象者株価水準を考慮すると、当社が提示した本公開買付けの諸条件・買付価格は、対象者株主の皆様に対して合理的な条件で対象者株式の売却機会を提供するものであり、また、本公開買付けを成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様利益に資するものであると判断し、平成21年2月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

なお、対象者によると、当社取締役を兼務する対象者監査役の真鍋誠司氏は、利益相反回避の観点から本公開買付けについて意見を述べておりませんが、真鍋誠司氏を除く対象者の全ての監査役は、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

(5) 対象者株式が上場廃止等となる可能性

対象者株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けにおける応募株券等が多数であった場合、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。但し、当社は本公開買付け後も対象者株式を大阪証券取引所に引き続き上場維持させることを希望しており、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんので、本公開買付けの結果が理由で大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合には、対象者と協議のうえ、上場維持させるための施策を検討いたしますが、現時点で決定している事項はありません。

また、(i)本公開買付けの結果上場廃止基準に抵触しなかった場合、又は、(ii)本公開買付けの結果上場廃止基準に抵触したものの、上場維持のための施策により上場廃止に至らなかった場合のいずれの場合でも、上記のとおり、対象者株式は、大阪証券取引所より「監理銘柄（審査中）」の指定を受けており、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできなくなり、対象者株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

なお、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)（上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段又は同号b前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると当社（大阪証券取引所）が認める場合を含む。））による「監理銘柄（審査中）」の審査の結果により、大阪証券取引所から対象者株式を上場廃止とする旨の決定がなされた場合でも、当社は、本公開買付けを撤回する予定はありません。

（注）本文中の「株券」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）に定義される振替株式をいいます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社大水
② 事業内容	1. 卸売市場法に基づく水産物卸売業 2. 各種水産物の販売及び加工並びに冷蔵倉庫業等
③ 設立年月日	昭和14年4月7日
④ 本店所在地	大阪市福島区野田一丁目1番86号 大阪市中央卸売市場内
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水 元一

⑥ 資 本 金	2,352,240,950 円 (平成 21 年 2 月 20 日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	日本水産株式会社 7.94% 株式会社極洋 6.59% 大水従業員持株会 6.37% 農林中央金庫 4.52% 株式会社三菱東京UFJ銀行 4.39% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託 銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信 託口) 4.37% 株式会社ベニレイ 3.24% 株式会社十八銀行 2.73% 株式会社北陸銀行 2.61% 清水 元一 2.40%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	平成 21 年 2 月 20 日現在、当社は対象者の発行済株式総数の約 7.94%を保有しており、また、対象者は当社の発行済株式総数の約 0.12%を保有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 1 名が、対象者の監査役に就任しております。
	取 引 関 係	当社は対象者との間で水産物等の取引をしております。また、当社と対象者は平成 21 年 2 月 5 日付で、資本・業務提携に関する協議を開始しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 23 日 (月曜日) から平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日) まで (20 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 21 年 4 月 6 日 (月曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格 1 株につき、185 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券より株式価値算定書を取得し、参考としております。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

- ① 市場株価法 : 125 円から 147 円
- ② 類似上場会社比較法 : 0 円から 237 円

①市場株価法では、対象者の算定基準日を平成 21 年 2 月 18 日として、大阪証券取引所における (i) 平成 21 年 1 月 19 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均、(ii) 平成 20 年 12 月 26 日 (「平成 21 年 3 月期第 2 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書の結論の不表明に関

するお知らせ」を開示し、「監理銘柄（審査中）」に指定された日）の翌営業日（平成 20 年 12 月 29 日）から算定基準日までの期間における終値単純平均及び（iii）算定基準日の終値を基に株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 125 円から 147 円と算定されております。

②類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 0 円から 237 円と算定されております。

かかる日興コーディアル証券による株式価値算定書を参考にしながら、平成 20 年 11 月 13 日付「業績に影響を与える事象の発生について」の開示により明らかになった不正取引が将来の業績に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 185 円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、大阪証券取引所における平成 21 年 2 月 19 日までの過去 1 ヶ月間の対象者株式の終値単純平均値 144 円（小数点以下四捨五入）に対して 28.47%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 19 日までの過去 3 ヶ月間の対象者株式の終値単純平均 151 円（小数点以下四捨五入）に対して 22.52%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 19 日の終値 122 円に対して 51.64%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

② 算定の経緯

対象者は、平成 20 年 11 月 13 日付で、不正取引が行われていたことが判明したこと及びこれに関連して 11 億円を平成 21 年 3 月期第 2 四半期において特別損失として計上していることを公表し、また、平成 20 年 11 月 14 日付で、過年度決算について訂正の可能性がある旨を公表しました。その後、対象者は、平成 20 年 11 月 28 日付で、平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書を法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める提出期限（平成 20 年 11 月 29 日）までに提出できる見込みがない旨公表したことにより、対象者株式は、大阪証券取引所により、同日付で、「監理銘柄（確認中）」へ指定されました。

対象者は、平成 20 年 12 月 26 日付で、近畿財務局に対して対象者の訂正前第 2 四半期報告書を提出し、同日付で対象者株式について「監理銘柄（確認中）」への指定は解除されたものの、訂正前第 2 四半期報告書に添付されている監査法人トーマツ作成に係る平成 20 年 12 月 26 日付「独立監査人の四半期レビュー報告書」において、訂正前第 2 四半期報告書に掲げられている平成 21 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間及び第 2 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の記載があったため、新たに、対象者株式は「監理銘柄（審査中）」に指定されました。

その後、対象者は、平成 21 年 2 月 17 日付で、調査委員会及び社内調査チームによる調査・精査作業を継続してきたところ全容がほぼ解明されたものとして調査結果を公表し、また、近畿財務局に対して過去 5 ヶ年分の有価証券報告書の訂正報告書、過去 2 ヶ年分の半期報告書の訂正報告書、直近 2 四半期に係る四半期報告書の訂正報告書を提出しました。対象者が、同日付で提出した平成 21 年 3 月期第 3 四半期報告書には、①対象者元部長による不適切な取引が過年度より行われていたことが平成 20 年 10 月に発覚し、外部調査委員会及び社内調査チームが調査した結果、対象者が認識すべき損失見込額の総額 16 億 74 百万円が発見されたこと、②当該損失見込額については過年度対応の金額が含まれているため、過年度の連結財務諸表等を訂正したこと、③今後当該事件等の再発防止に向け、社内のコンプライアンス意識の向上、社員の教育及び研修、内部監査室の監査強化、相互牽制の体制構築、内部通報制度運営の見直し等を図り、内部管理体制の強化に努めることについての記載がされております。なお、上記訂正報告書のうち、平成 16 年 3 月期から平成 19 年 3 月期に係るものについては、独立監査人による監査報告書が添付されておりませんが、対象者は、平成 21 年 2 月 17 日付で、平成 16 年 3 月期から平成 18 年 3 月期の監査を行った中央青山監査法人及び平成 19 年 3 月期の監査を行ったみすず監査法人が、現在解散しているため監査を受けることができず、監査報告書を添付せず提出した旨、また今後は関係各所と連携をとり、かかる期間の訂正報告書に係る会計監査人の選任に努力し、監査意見を添付して再度提出するよう進めていく旨公表しております。

対象者については、平成 21 年 3 月期第 3 四半期報告書において、対象者が継続して純損失を計上し、対象者株式は大阪証券取引所の監理銘柄（審査中）の指定を受けていることから、今後、金融機関か

らの短期借入金の借り換えができなくなる恐れが生じており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しているとされています。また、対象者株式は、上記のとおり平成 20 年 12 月 26 日付で既に「監理銘柄（審査中）」に指定されていますが、平成 21 年 2 月 17 日付大阪証券取引所の公表資料によると、大阪証券取引所としては対象者の同日付の開示内容から有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められるとの判断から、今後の推移及び審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、対象者株式について「監理銘柄（審査中）」の指定理由を追加することとされ、引き続き大阪証券取引所による審査が継続中です。

対象者は、当社にとって長年にわたる水産物等の大口取引先であり、また、かねてより対象者株式を所有し、平成 20 年 9 月末現在、当社は、対象者の筆頭株主となっていることから、対象者がその経営体質を改善し、経営基盤を安定させ、これからも中央卸売市場内大卸としての役割を果たしていくためには、当社と対象者の連携強化による信用補完及び当社による人的支援が必要不可欠であると判断し、対象者との間で協議を重ねた結果、対象者の経営再建のための支援の一環として、平成 21 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定するに至りました。

本公開買付け価格については、上記の対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、以下の経緯を経て決定いたしました。

I 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、買付価格を決定するに当たって、第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券に依頼し、対象者の株式価値評価に関する算定書を平成 21 年 2 月 19 日に取得しております。

II 株式価値算定書の概要について

日興コーディアル証券は、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて当該株式価値評価を行いました。

- i. 市場株価法では、対象者の算定基準日を平成 21 年 2 月 18 日として、大阪証券取引所における (i)平成 21 年 1 月 19 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均、(ii)平成 20 年 12 月 26 日（「平成 21 年 3 月期第 2 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書の結論の不表明に関するお知らせ」を開示し、「監理銘柄（審査中）」に指定された日）の翌営業日（平成 20 年 12 月 29 日）から算定基準日までの期間における終値単純平均及び(iii)算定基準日の終値を基に株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 125 円から 147 円と算定されております。
- ii. 類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値が 0 円から 237 円と算定されております。

III 買付価格の決定経緯について

当社は、日興コーディアル証券による株式価値算定書を参考にしながら、平成 20 年 11 月 13 日付「業績に影響を与える事象の発生について」の開示により明らかになった不適切な取引が将来の業績に与える影響、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 185 円とすることに決定いたしました。

IV 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置及び利益相反を回避するための措置

対象者によると、対象者は、当社との資本・業務提携に関する協議及び交渉の中で、本公開買付けの実施について慎重に検討した結果、本公開買付価格について第三者算定機関に株式評価を依頼しておりませんが、対象者株式が大阪証券取引所より「監理銘柄（審査中）」に指定されていること、監査法人トーマツによる平成 21 年 3 月期四半期報告書のレビュー報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義の記載があること及びそれらの要因による現時点での対象者株価水準を考慮すると、当社が提示した本公開買付けの諸条件・買付価格は、対象者株主の皆様に対して合理的な条件で対象者株

式の売却機会を提供するものであり、また、本公開買付けを成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様の利益に資するものであると判断し、平成 21 年 2 月 20 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

なお、対象者によると、当社取締役を兼務する対象者監査役の真部誠司氏は、利益相反回避の観点から本公開買付けについて意見を述べておりませんが、真鍋誠司氏を除く対象者の全ての監査役は、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

日興コーディアル証券は、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,559,000 (株)	－ (株)	－ (株)

(注 1) 本公開買付けでは、法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。従って、本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は 12,664,914 株です。これは、対象者が平成 21 年 2 月 17 日付で公表した平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算短信記載の平成 20 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (15,324,819 株) から同日現在の対象者の自己株式数 (1,441,846 株) 及び本日現在公開買付者が保有する株式数 (1,218,059 株) を控除した株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,218 個	(買付け等前における株券等所有割合 8.77%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,559 個	(買付け等後における株券等所有割合 20.00%)
対象者の総株主の議決権の数	13,892 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (1,559,000 株) に係る議決権の数です。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 3 月期 (第 74 期) 第 3 四半期報告書 (平成 21 年 2 月 17 日提出) 記載の平成 20 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の関連会社であるムラカミ食品株式会社が保有する対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 21 年 2 月 17 日付で公表した平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算短信記載の平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株

- 式総数（15,324,819株）から同日現在対象者が保有する自己株式数（1,441,846株）を控除した13,882,973株に係る議決権の数13,882個を「対象者の総議決権の数」として計算しております。
- (注4) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」が20.00%以上（最大100.00%）となる可能性があります。
- (注5) 小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 288百万円

- (注1) 上記買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（1,559,000株）に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。なお、本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数12,664,914株の買付け等を行った場合の買付代金は2,343百万円になります。
- (注2) 上記買付代金には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷等の諸費用、その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等は含まれておりません。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成21年3月27日（金曜日）

なお、法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成21年4月6日（月曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至ト、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、公開買付代理人に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、公開買付代理人に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 2 月 23 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる業績への影響については精査しており、当社業績予想の修正の必要及び公表すべき事項が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

i. 当社は、平成 21 年 2 月 5 日の取締役会において、対象者の経営再建支援を行うための資本・業務提携に関する協議の開始を決議し、以下の事項につき対象者との間で合意しております。

① 当社は、対象者に対し経営全般について主導的な支援を行う。

② 当社は、対象者に対し主要な経営陣の派遣を行い、対象者はこれを受入れる。

③ 対象者は、当社の支援を受け、コーポレートガバナンスとコンプライアンスを徹底する具体的改善策を立案し、実行する。

④ 当社は、保有する対象者株式の持株比率を引き上げ、資金繰りについての支援を行う。

両社は、対象者の価値の毀損を防ぐためには、いち早く資本・業務提携に着手する必要があるとの共通認識をもっております。従って、両社共同のプロジェクトチームのもと、対象者の企業体質を抜本的に変革し、早期に社会の信頼と業績を回復させるため、当社から対象者へ派遣する役員の数などの具体的な検討を対象者と協議していきたいと考えておりますが、現時点で決定している事項はございません。

ii. 対象者によると、対象者は、当社との資本・業務提携に関する協議及び交渉の中で、本公開買付けの実施について慎重に検討した結果、本公開買付価格について第三者算定機関に株式評価を依頼してはおりませんが、対象者株式が大阪証券取引所より「監理銘柄（審査中）」に指定されているこ

と、監査法人トーマツによる平成21年3月期四半期報告書のレビュー報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義の記載があること及びそれらの要因による現時点での対象者株価水準を考慮すると、当社が提示した本公開買付けの諸条件・買付価格は、対象者株主の皆様に対して合理的な条件で対象者株式の売却機会を提供するものであり、また、本公開買付けを成功させることは両社の企業価値・株主の利益向上に留まらず、両社のお客様や従業員をはじめとする社会全体のステークホルダーの皆様利益に資するものであると判断し、平成21年2月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

なお、対象者によると、当社取締役を兼務する対象者監査役の真部誠司氏は、利益相反回避の観点から本公開買付けについて意見を述べておりませんが、真鍋誠司氏を除く対象者の全ての監査役は、本公開買付けに賛成の意見を述べております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、四半期連結財務諸表を作成しているため、平成21年3月期（第74期）第1四半期報告書（平成20年8月14日）、平成21年3月期（第74期）第1四半期報告書の訂正報告書（平成21年2月17日）、平成21年3月期（第74期）第2四半期報告書（平成20年12月26日）、平成21年3月期（第74期）第2四半期報告書の訂正報告書（平成21年2月17日）及び平成21年3月期（第74期）第3四半期報告書（平成21年2月17日）を提出しております。当該報告書に基づく対象者の四半期連結財務諸表は以下のとおりです。

会計期間	平成21年3月期 (第74期) 第1四半期	平成21年3月期 (第74期) 第2四半期	平成21年3月期 (第74期) 第3四半期
売上高 (百万円)	41,378	39,587	46,967
売上原価 (百万円)	39,566	38,012	45,086
販売費及び一般管理費 (百万円)	1,724	1,905	1,853
営業外収益 (百万円)	108	68	77
営業外費用 (百万円)	58	64	66
四半期 (当期) 純損益 (百万円)	25	△183	△283

会計期間	平成21年3月期 (第74期) 第1四半期	平成21年3月期 (第74期) 第2四半期	平成21年3月期 (第74期) 第3四半期
1株当たり四半期 (当期) 純損益 (円)	1.83	△13.18	△20.40
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	453.68	427.27	389.69

- ② 対象者は、平成21年2月17日付で「平成21年3月期第3四半期末の投資有価証券評価損に関するお知らせ」、「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「平成21年3月期（第74期）配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容は対象者が公表した内容の一部を抜粋したものです。

i 平成21年3月期第3四半期末の投資有価証券評価損の総額
(連結)

(A) 平成21年3月期第3四半期末の投資有価証券評価損の総額 (百万円)	392
(B) 平成20年3月期の純資産の額 (百万円)	6,308
(A/B×100)	(6.2%)
(C) 平成16年3月期～平成20年3月期の経常利益の平均額 (百万円)	997
(A/C×100)	(39.3%)
(D) 平成16年3月期～平成20年3月期の当期純利益の平均額 (百万円)	275
(A/D×100)	(142.5%)

(個別)

(A) 平成21年3月期第3四半期末の投資有価証券評価損の総額 (百万円)	346
(B) 平成20年3月期の純資産の額 (百万円)	5,964
(A/B×100)	(5.8%)
(C) 平成16年3月期～平成20年3月期の経常利益の平均額 (百万円)	928
(A/C×100)	(37.2%)
(D) 平成16年3月期～平成20年3月期の当期純利益の平均額 (百万円)	248
(A/D×100)	(139.5%)

ii 平成21年3月期連結業績予想数値の修正 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (百万円)	176,000	750	850	50	3.60
今回修正予想 (B) (百万円)	164,000	△230	△170	△500	△32.63
増減額 (B-A) (百万円)	△12,000	△980	△1,020	△550	—
増減率 (%)	△9.4	—	—	—	—
前期 (平成20年3月) 実績	175,392	491	616	△1,514	△108.84

iii 平成21年3月期個別業績予想数値の修正 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (百万円)	170,000	700	800	0	0.00
今回修正予想 (B) (百万円)	153,000	△350	△300	△550	△39.54
増減額 (B-A) (百万円)	△17,000	△1,050	△1,100	△550	—
増減率 (%)	△10.0	—	—	—	—
前期 (平成20年3月) 実績	168,435	373	488	△2,023	△145.43

iv 配当予想修正の内容

	中間期	期末	年間
前回予想 (平成20年6月26日) (円)	—	15.00	15.00
今回修正予想 (円)	—	10.00	10.00
(ご参考) 前期の1株当たり配当金実績 (円)	—	15.00	15.00

以 上